2025年度版

投資家のための

税金読本

「103万円の壁」の改正もまるわかり

- ・証券投資の所得申告による「ふるさと納税」への影響
- ・株式、公社債、投資信託、先物・オプション取引の税金 など
- ・税制や相続、贈与について"学べる1冊"



編著:大和総研

監修:税理士法人柴原事務所

この文書は『2025 年度版 投資家のための税金読本』 から一部抜粋したものです。

より詳しい内容を知りたい方は以下のリンクから お求めいただけます。

『2025 年度版 投資家のための税金読本』

定価:1,600円(税別)

著者:大和総研

発行: 2025 年 7 月 16 日 372P

発行所:日本法令

https://www.amazon.co.jp/dp/4539747177

損益通算・繰越控除と配当控除

湯 損益通算の対象となる上場株式 等の譲渡損失

1年間の上場株式等の譲渡について、 譲渡所得・雑所得・事業所得に区分され るものすべてを合算して、「上場株式等の 譲渡所得等」を算出します。その結果、

損失が残った場合は、その損失が下記の 譲渡によるものである場合に限り、申告 分離課税を選択した上場株式等の配当所 得および利子所得との損益通算の対象と なります。

▶損益通算の対象となる譲渡とは

- ①証券会社等への売委託による譲渡
- ②証券会社等への譲渡
- ③公募株式投資信託・公募公社債投資信託の解約請求・買取請求
- ④公募株式投資信託・公募公社債投資信託の償還
- ⑤一定の組織再編に伴う譲渡等
- ⑥特定公社債の元本の償還(買入れ消却を含む)
- ⑦単元未満株式の買取請求による譲渡
- ⑧新株予約権付社債・新株予約権等の発行会社への譲渡
- ⑨一株または一口に満たない端数に係る上場株式等の競売等による譲渡
- ⑩信託されている上場株式等の外国証券業者等への売委託による譲渡
- ⑪信託されている上場株式等の外国証券業者等への譲渡
- ②国外転出をする場合の譲渡所得等の特例によるみなし譲渡(※)
- ※ 国外転出時みなし課税制度は住民税には適用されません。

湯 損益通算の対象となる上場株式 等の配当所得・利子所得

上場株式等の譲渡損失との損益通算の 対象となる上場株式等の配当所得・利子 所得は申告分離課税を選択したものに限 られます。すなわち、総合課税を選択し

た上場株式等の配当所得は損益通算の対 象外となり、確定申告を行わない場合も 原則として損益通算は行われません(特 定口座内での損益通算については □129 ページ参照)。

上場株式等の譲渡損失の繰越控除

製料を受けるための手続き

上場株式等の譲渡損失につき、申告分 離課税を選択した上場株式等の配当所得・ 利子所得と掲益通算してもなお損失が残 る場合、その損失を翌年以後に繰り越す ことができます。

繰越控除を受ける際には、譲渡損失が 生じた年から当該損失を控除する年まで、 確定申告書に「株式等に係る譲渡所得等 の金額の計算明細書しと「確定申告書付 表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通 算及び繰越控除用)」を添付し続ける必要 があります。

繰越控除の順序

繰り越した上場株式等の譲渡損失は、

損失が発生した年の翌年以後3年間に生 じる上場株式等の譲渡所得等および申告 分離課税を選択した上場株式等の配当所 得・利子所得から控除することができます。

繰り越された損失が複数年分あるとき は、より古い年に発生したものから順に 利用します。

上場株式等の譲渡所得等と申告分離課 税を選択した上場株式等の配当所得・利 子所得の両方があるときは、まず上場株 式等の譲渡所得等から控除し、次に申告 分離課税を選択した上場株式等の配当所 得・利子所得から控除します。実際の計 算例は次のCheck Point!を参照してくだ ない。

繰越控除の計算例





2022~2024年については上場株式等の譲渡損失が生じたものの、2025年については 上場株式等の譲渡所得等と、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得・利子所得を 得ていて、それぞれ次の金額であるとします。このとき、どのように繰越控除を行うのか を考えます。

▶計算例の前提

	り越された 等の損失	本年分(2025年分)の所得		
2022年分	▲50万円	上場株式等の譲渡所得等	70万円	
2023年分	▲20万円	申告分離課税を選択した	2C.E.M.	
2024年分	▲10万円	上場株式等の配当所得・利子所得	25万円	

繰り越された損失が複数年分あるときは、より古い年に発生したものから順に利用しま すので、まず2022年に生じた損失から順に計算していきます。上場株式等の譲渡所得等 と申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得・利子所得の両方があるときは、まず上 場株式等の譲渡所得等から控除しますので、2022年分の▲50万円の損失は、2025年分 の上場株式等の譲渡所得等の70万円から控除し、2025年分の上場株式等の譲渡所得等は 残り20万円となります(以下の①)。

次に2023年分の▲20万円の損失を2025年分の上場株式等の譲渡所得等の残り20万円

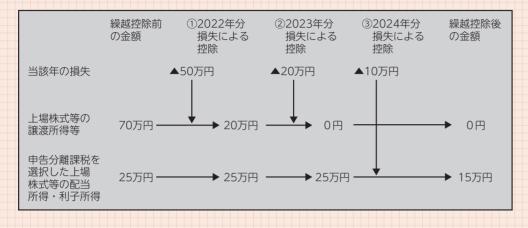
80

付

から控除し、2025年分の上場株式等の譲渡所得等はゼロになります(以下の②)。

最後に2024年分の▲10万円の損失を2025年分の申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得・利子所得の25万円から控除します(以下の③)。これらの繰越控除の適用後は、2025年分の申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得・利子所得の15万円が残ります。

▶繰越控除の計算例



配当控除

配当控除とは

株式等の配当所得につき総合課税が適用される場合、商品の種類により、税額控除として配当控除を受けられる場合があります。上場株式等について申告不要や申告分離課税を適用する場合は配当控除の対象になりません。一般株式等の少額配当について所得税につき申告不要を適用する場合、配当控除の対象になりません。住民税においては少額配当も総合課税され、配当控除の対象になります。

株式等の配当は、企業が法人税を支払った後の収益から分配するものですので、 その配当に所得税をそのまま課税すると、 投資家は法人税と所得税を二重に負担す ることになります。この二重課税の負担 に配慮する観点から、税額控除として配 上場一般

当控除が設けられています。したがって、 どの程度配当控除を受けられるかは、そ の商品の配当所得の源泉となる収益につ きどの程度日本の法人税が課税されてい るかに左右されます。

外国株式や上場REITの発行体については、原則として日本の法人税が課税されていませんので、配当控除の対象になりません。株式投資信託については、国内株式だけでなく外国資産や(法人税の計算上利子を損金算入できる)債券に投資することもできますので、これらに投資する割合によって配当控除の対象となるか否か、および配当控除の割合が異なります。

また、配当控除の割合は課税総所得金

額等が1,000万円を超えているか否かによっても異なります。

商品別、および課税総所得金額等別の

配当控除の有無と配当控除率は次の表の通りです。

▶商品類型・課税総所得金額等別の配当控除率

			配当排	空除率		
商品類型	商品の種類		得金額等 5円以下	課税総所得金額等 1,000万円超		
		所得税	住民税	所得税	住民税	
I	国内株式、国内株式のみに投資する国内ETF(特定株式投資信託のうち外国株価指数連動型特定株式投資信託でないもの)	10%	2.8%	5%	1.4%	
П	株式投資信託のうち株式以外の割合・外貨建資産の割合がいずれも50%以下のもの(特定証券投資信託のうち外貨建等証券投資信託でないもの)	5%	1.4%	2.5%	0.7%	
Ш	株式投資信託のうちⅡ・Nのいずれにもあてはまらないもの(外貨建等証券投資信託)	2.5%	0.7%	1.25%	0.35%	
IV	株式投資信託のうち株式以外の割合・外貨建資産の割合のいずれかまたは両方が75%超のもの(特定外貨建等証券投資信託)	配当控除の適用なし(0%)				
V	外国株式、REIT、ETN、「国内ETFで上記 I ~Ⅳに 該当しないもの」、外国ETFなど					

課税総所得金額等が1.000万円を超える場合の配当控除の計算

上場一般

課税総所得金額等

課税総所得金額等とは課税総所得金額に、土地・建物等の課税譲渡所得金額、一般株式等の課税譲渡所得等、上場株式等の課税譲渡所得等、申告分離課税を選択した上場株式等の課税配当所得および、先物取引の課税雑所得等を加えた合計額のことです。課税所得金額のうち、課税退職所得と課税山林所得は含まれません。

配当控除の計算例

配当控除率は、配当所得を含む課税総 所得金額等が1,000万円を超えるか否か により変わります。課税総所得金額等の うち、配当所得を除くと1,000万円以下 で配当所得を加えると1,000万円を超え るときは、次のページの例のように配当 所得のうち課税総所得金額等が1,000万 円以下となる部分と1,000万円超となる 部分に按分します。

82

配当控除の計算例





Aさん、Bさん、Cさんはいずれも国内株式の配当所得150万円を得て、これを総合課税としました。Aさん、Bさん、Cさんの配当所得以外の課税総所得金額等が次の通りのとき、配当控除額がそれぞれいくらになるでしょうか。

計算例の前提

- ・Aさん、Bさん、Cさんのいずれも国内株式の配当所得が150万円で、総合課税を適用
- ・配当所得以外の課税総所得金額等は、Aさんが800万円、Bさんが930万円、Cさんが1,050万円

Aさんは配当所得を足しても課税総所得金額等が1,000万円以下ですので、配当控除率は所得税10%・住民税2.8%です。

Cさんは、配当所得以外の課税総所得金額等が1,000万円を超えていますので、配当控除率は所得税5%・住民税1.4%です。

Bさんは、配当控除以外の課税総所得金額等は1,000万円以下ですが、配当所得を足すと1,000万円を超えますので、配当所得のうち課税総所得金額等1,000万円以下の部分(次の図の③の部分)と1,000万円超の部分(次の図の⑤の部分)に分けて配当控除の計算を行います。

Aさん・Bさん・Cさんの配当控除額は次の表の通り、それぞれ異なります。

配当控除額の計算例

課税総所得金額等*	1,00	0万円	配当控除率	配当控除額
Aさん: 配当所得を加えても 1,000万円以下	その他の所得 800万円 配当 150万円		所得税 10% 住民税 2.8%	所得税 15万円 住民税 4.2万円 合計 19.2万円
Bさん: 配当所得を除くと 1,000万円以下だが、 配当所得を足すと 1,000万円超	930万円 150 (a) (a) (a) (a) (a) (a) (a) (a) (a) (a) (a)	2当 ○万円 ⑤ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	所得税 ②について 10% ③について 5% 住民税 ③について 2.8% ⑤について 1.4%	所得税 ②について 7万円 ⑤について 4万円 住民税 ③について 1.96万円 ⑥について 1.12万円 合計 14.08万円
Cさん: 配当所得を除いても 1,000万円超	その他の所得 1,050万円	配当 150万円	所得税 5% 住民税 1.4%	所得税 7.5万円 住民税 2.1万円 合計 9.6万円

※ 所得税と住民税では、扶養控除などの人的控除額に差があることから、同じ収入金額でも住民税の方が、通常、 課税総所得金額等は大きくなりますが、ここでは、便宜的に同じ金額として取り扱っています。

Q

総合課税と申告不要の選択



上場株式の配当について、総合課税とすべきか申告不要とすべきか迷っています。どのようにして判断すればよいのでしょうか? また、投資

しょうか?

上場株式等の配当所得については、総合課税・申告分離課税・申告不要の 選択制になっています。

信託やETFの分配金は、上場株式の配当の場合と同じと考えてよいので

申告分離課税を選択した場合、その年の上場株式等の譲渡損と損益通算ができ、また、過年度の上場株式等の譲渡損は繰越控除ができます。

いずれの適用も受けない場合は、上場株式等の配当所得について、総合課税か申告不要のいずれかを選択することが有利になるものと考えられます。ここでは、総合課税と申告不要の2つの課税方式について、商品別にどの方式がより税率が低くなるかを検討します。なお、ここでは単純な税率の比較を紹介しますが、申告不要を選択した配当所得が合計所得金額などに含まれないのに対し、総合課税を選択した配当所得はこれに含まれる点にも注意が必要です(口40ページ参照)。

◆正味税率の比較

配当控除率(次ページ表1)を考慮して、商品の類型ごとに課税総所得金額等別に課税 方式による正味税率を試算したものが表2~表5です。これらをまとめた表が表6です。 表6を見ると、課税総所得金額等が330万円以下の場合は、上場株式等となるすべての 商品の配当所得について、総合課税を選択すると正味税率がより低くなります。

他方、課税総所得金額等が695万円超の場合は、上場株式等となるすべての商品の配当 所得について、申告不要を選択することで正味税率がより低くなります。

悩ましいのが、課税総所得金額等が330万円超695万円以下の場合です。この場合は、商品類型ごとに、課税方式の有利・不利が変わってきます。配当所得は原則として1銘柄・1回の配当・分配金ごとに申告の有無を選択できますが、源泉徴収ありの特定□座に配当所得を受け入れている場合は、当該配当所得は特定□座単位で申告の有無を選択しなければなりません。

また、基準所得金額が3億3,000万円超の納税者に限り、ミニマムタックスの対象となり申告不要を選択できず確定申告が必要となる場合があります。詳細は、①50ページを参照してください。

▶[表 1]商品類型・課税総所得金額等別の配当控除率

			配当排	空除率		
商品類型	商品の種類	課税総所 1,0007	得金額等 5円以下	課税総所得金額等 1,000万円超		
		所得税	住民税	所得税	住民税	
I	国内株式、国内株式のみに投資する国内ETF (特定株式投資信託のうち外国株価指数連動型特定株式投資信託でないもの)	10%	2.8%	5%	1.4%	
п	株式投資信託のうち株式以外の割合・外貨建資産の割合がいずれも50%以下のもの(特定証券投資信託のうち外貨建等証券投資信託でないもの)	5%	1.4%	2.5%	0.7%	
Ш	株式投資信託のうちⅡ・Ⅳのいずれにもあては まらないもの(外貨建等証券投資信託)	2.5%	0.7%	1.25%	0.35%	
IV	株式投資信託のうち株式以外の割合・外貨建資 産の割合のいずれかまたは両方が75%超のも の(特定外貨建等証券投資信託)	配当控除の適用なし (0%)				
V	外国株式、REIT、ETN、国内ETFで上記Ⅰ~ Ⅳに該当しないもの、外国ETFなど	20-32-131-7-22/13 0-0 (070)				

▶[表 2]配当所得の課税方式の選択(商品類型 I の場合)

	E	申告不要	Ę				総合	課税				
課税総所得 金額等	所得税・ 復興特別	住民税	合計	/ /		復興特別所得税込みの		住民税		正味税率	より税率 の低い	
200	所得税 (①)	(2)	(1)+2)	税率	配当 控除率	正味 税率	所得税の正 味税率(③)	税率	配当 控除率	正味税 率(④)	の合計 (③+④)	課税方式
195万円以下				5%		0%	▲ 5%				2.2%*1	
195万円超 330万円以下				10%		0%	0%				7.20%	総合課税
330万円超 695万円以下				20%	10%	10%	10.21%		2.8%	7.2%	17.41%	
695万円超 900万円以下	15 2150/	F0/	20.2150/	23%		13%		100/			20.473%	
900万円超 1,000万円以下	15.315%	5%	20.315%	33%		23%	23.483%	10%			30.683%	
1,000万円超 1,800万円以下				33%		28%	28.588%				37.188%	申告不要
1,800万円超 4,000万円以下					40%	5%	35%	35.735%		1.4%	8.6%	44.335%
4,000万円超				45%		40%	40.84%				49.44%	

- ※1 配当所得に係る税額から控除しきれない分は、他の所得に係る税額から控除する形となります。
- ※2 配当控除以外の税額控除はないものとして計算しています。
- ※3 0.001%未満の端数が出る場合は四捨五入により0.001%単位で表示しています。

▶[表 3]配当所得の課税方式の選択(商品類型Ⅱの場合)

		申告不要	Ę			総合課税							
課税総所得 金額等	所得税・ 復興特別	住民税	合計	(復興物	所得税 制所得		復興特別所 得税込みの		住民税		正味税率	より税率 の低い	
	所得税 (①)	(2)	(1)+2)	税率	配当 控除率	正味 税率	所得税の正 味税率(③)	税率	配当 控除率	正味税 率(④)	の合計 (③+4)	課税方式	
195万円以下				5%		0%	0%				8.6%		
195万円超 330万円以下				10%		5%	5.105%				13.705%	総合課税	
330万円超 695万円以下				20%	5%	15%	15.315%		1.4%	8.6%	23.915%		
695万円超 900万円以下		F0/	20.2100/	23%		18%	18.378%	1,00/			26.978%		
900万円超 1,000万円以下	15.315%	33% 28%	28.588%	10%			37.188%	申告不要					
1,000万円超 1,800万円以下				33%	33%	30.5%	31.141%				40.441%		
1,800万円超 4,000万円以下					40%	2.5%	37.5%	38.288%		0.7%	9.3%	47.588%	
4,000万円超				45%	1	42.5%	43.393%				52.693%		

- ※1 配当控除以外の税額控除はないものとして計算しています。
- ※2 0.001%未満の端数が出る場合は四捨五入により0.001%単位で表示しています。

▶[表 4]配当所得の課税方式の選択(商品類型Ⅲの場合)

		申告不要	Ę				総合	課税				
課税総所得 金額等	所得税・ 復興特別	住民税	合計			復興特別所 得税込みの				正味税率 の合計	より税率 の低い	
mex ()	所得税 (①)	(2)	(1)+2)	税率	配当 控除率	正味 税率	所得税の正 味税率 (③)	税率	配当 控除率	正味税 率(④)	(3+4)	課税方式
195万円以下				5%		2.5%	2.553%				11.853%	
195万円超 330万円以下				10%		7.5%	7.658%				16.958%	8% 総合課税
330万円超 695万円以下				20%	2.5%	17.5%	17.868%		0.7%	.7% 9.3%	27.168%	#1% 申告不要 #4%
695万円超 900万円以下		F0/	20.2450/	23%		20.5%	20.931%	100/			30.231%	
900万円超 1,000万円以下	15.315%	5%	20.315%	33%		30.5%	31.141%	10%			40.441%	
1,000万円超 1,800万円以下				33%		31.75%	32.417%		0.35%	9.65%	42.067%	
1,800万円超 4,000万円以下				40%	1.25%	38.75%	39.564%				49.214%	
4,000万円超				45%		43.75%	44.669%				54.319%	

- ※1 配当控除以外の税額控除はないものとして計算しています。
- ※2 0.001%未満の端数が出る場合は四捨五入により0.001%単位で表示しています。

86

▶[表 5]配当所得の課税方式の選択(商品類型IV·Vの場合)

	E	申告不要	Ę				総合	課税				
課税総所得 金額等	所得税・ 復興特別	住民税	合計	(復興特	所得税 (復興特別所得税除く)		復興特別所 得税込みの	住民税			正味税率	より税率 の低い
III DAY	所得税 (①)	(2)	(1)+2)	税率	配当 控除率	正味 税率	所得税の正 味税率 (③)	税率	配当 控除率	正味税 率(④)	の合計 (3+4)	課税方式
195万円以下				5%		5%	5.105%				15.105%	
195万円超 330万円以下				10%		10%	10.210%				20.21%	総合課税
330万円超 695万円以下				20%		20%	20.420%				30.42%	
695万円超 900万円以下	15.315%	5%	20.315%	23%	0%	23%	23.483%	10%	0%	10%	33.483%	
900万円超 1,000万円以下		5%	20.315%	33%	0%	33%	33.693%	10%	0%	10%	43.693%	申告不要
1,000万円超 1,800万円以下				33%		33%	33.693%				43.693%	
1,800万円超 4,000万円以下				40%		40%	40.840%				50.84%	
4,000万円超				45%		45%	45.945%				55.945%	

- ※1 配当控除以外の税額控除はないものとして計算しています。
- ※2 0.001%未満の端数が出る場合は四捨五入により0.001%単位で表示しています。

▶[表 6]配当所得の課税方式の選択(商品類型 I ~ Vのまとめ)

課税総所得金額等	より税率の低い課税方式					
录优松 则侍並贺 寺	商品類型 I	商品類型Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ				
195万円以下		総合課税				
195万円超 330万円以下	総合課税	形心 口 5木代元				
330万円超 695万円以下						
695万円超 900万円以下						
900万円超 1,000万円以下		申告不要				
1,000万円超 1,800万円以下	申告不要	平 ₀ 个安				
1,800万円超 4,000万円以下						
4,000万円超						